

発言通告に従い、一問一答で質問いたします。

1. 公立幼稚園の廃園について

今回は賀来幼稚園の廃園について質問します。

先の9月議会で、公立幼稚園6園の廃園が明らかになり、わが会派は市町村の保育の実施義務を切り捨て、待機児童解消に逆行するものとして、一貫して反対してまいりました。

幼稚園の廃園は、「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」の統廃合基準をもとに、「地域の実情を勘案し、総合的に判断した結果」とされています。

本年4月をもって賀来幼稚園が休園になると知った方々から、「幼稚園を残してほしい」との声が寄せられました。賀来幼稚園の近くには児童養護施設があります。よみきかせを通じて幼稚園や施設と関わっているボランティアさんは、子どもたちが歩いて幼稚園に通いながら地元の方々との関りが深まっていることをよくご存じです。今後、この施設の子どもたちは、職員の車で校区外の公立幼稚園に通うこととなります。そうすると、幼稚園への行きかえり、子どもたちが地域の方と顔を合わせる機会はおそらく減ってしまうでしょう。先生方は毎日、車での送迎に時間をかけなければなりません。

児童養護施設には、児童虐待をはじめ様々な理由で子どもたちが措置されますが、周囲の環境を受け入れるまで一定の時間を要します。自分が生活する場所を受け入れ、少人数の向き合った人間関係の中で、「信頼感」と「安心感」を得るまで最善の手を尽くすことが不可欠です。

大分市においては、現在、児童相談所の設置に向けた協議を進めており、新年度には設置基本計画の策定を行うとされていますが、児童相談所と児童養護施設は言うまでもなく密な連携が必要であり、児童養護施設に隣接している公立幼稚園もまた、連携して子どもたちの成長を支える公的な社会基盤に他なりません。そこで初めにお聞きしますが、

■こうしたことこそ勘案すべき「地域の実情」と言えるのではないのでしょうか。この点の認識についてお聞きかせください。①

先般、賀来幼稚園の存続を望む958筆の署名が、市長・教育長あてに提出されました。このうち、大分市外の方は外されてしまいましたが、この場所に公立幼稚園が必要だと願う方々は決して少なくありません。子どもたちの成長と生活に大きくかかわる場所は、子どもの最善の利益を保証することを第一義に、守っていくことこそ自治体の果たすべき役目だと考えます。これらの意義を無視し、計画ありきで公的保育の統廃合を行革で推し進めることは絶対に許されません。そこで質問いたします。

■児童養護施設との連携施設であり、何より、子どもたちの成長の場を守るために、賀来幼稚園は存続すべきと考えます。見解を求めます。②

2. 介護保険の負担軽減について

介護保険料の減免について質問します。

安倍首相は、「全世代型社会保障に向けた改革は最大のチャレンジ」と声高に語り、「持続可能な改革」の名のもとに、医療や介護をはじめとする社会保障の給付削減と負担増を、更に拡大させようとしています。「人生100年時代」は「一億総活躍社会」だと謳い、生活できない年金で「働かざるを得ない社会」にし、「持続可能な」という決まり文句で、高齢者に多大な自己責任を押し付けようとしています。

しかし、命と生活を守る社会保障制度であるためには、国の負担割合を増やすことが何よりも必要であり、今後、地方自治体がどれだけ手を尽くして、住民の生存権を守れるかが問われています。

私たち共産党の議員が日々お受けする生活相談では、「病院代が払えない」「生活できない」「滞納でサービスが利用できない」など、切実な状況が少なくありません。詳細な内容を整理すると、介護保険料の独自減免の条件に該当し、保険料が半分になるケースも珍しくなく、減免申請ができることを伝えると、「そんなことができるとは思いませんでした」と喜ばれます。

現在、大分市で65歳以上の独自減免を受けている方は、平成30年度で167名、平成31年度で159名と聞いています。しかし、介護保険料の決定通知書に記載されている減免の表記があまりにも分かりにくく、周知の仕方が不十分だと思います。そこで、質問いたします。

■介護保険の減免についての表記を分かりやすく改善し、周知を広げる必要があると考えます。見解をお聞かせください。③

昨年、「老後には厚生年金以外に2千万円の資金が必要」と金融庁が発表して物議を醸し、麻生金融担当大臣が撤回する一幕がありました。しかし、この発表があながち間違いではないと感じた国民は少なくないと思います。それくらい生活の負担は重くなっており、将来不安は広がっています。

さて、介護保険料の減免申請には条件があり、その一つに「預貯金額の制限」があります。大分市の場合、世帯全員の預貯金が「150万円以下」でなければ減免の対象から外されます。同じ条件で大分県下の他市と比較すると、豊後高田市は200万円、宇佐市は300万円、別府市は350万円です。大分市の150万円以下という条件は大変厳しく、「葬式代を貯めることも許されないのか」と、嘆く声が聞かれます。

年金生活者の暮らしは楽ではありません。それでも、万一のためにと生活を切り詰め、残している貯えを、減免の抑制条件にすべきではありません。まずはこの条件を緩和すべきです。そこで質問いたします。

■介護保険料の減免条件である預貯金額の制限を、引き上げるよう検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。④

3. 民生委員・児童委員の処遇について

活動費について質問します。

先月、一人暮らしの高齢男性から、「地域の民生委員さんには日ごろから本当にお世話になっている。もっと手当を上げるべきでは」との声を頂きました。

昨年の第4回定例会で、わが党の福間議員が、民生委員・児童委員さんの後継不足を指摘し、業務の負担軽減を求めましたが、地域で生じる課題解決に加え、様々な行事や研修にも参加されており、感謝にたえません。

現在、大分市内では860名余りの民生委員・児童委員さんが活動されていますが、一人暮らしの高齢者の増加や認知症の見守り、子育て支援や児童虐待、引きこもり、孤独死など、生命にも深くかかわる対応が求められ、その役割は増すばかりです。民生委員は「社会奉仕の精神をもって…」とされていますが、地域の課題の複雑化や多様化により、その責任や負担も増大しています。

大分市における民生委員・児童委員さんの年間の活動費は15万円となっていますが、この活動費は、2011（平成23）年に改正されたものです。近年の高齢者数の増加、通信費や移動にかかる負担増を考慮すると、活動に係る費用に手出しすら生じているのではないかと考えます。そこで、質問いたします。

■業務多忙と活動に係る負担を考慮し、活動費の引き上げを検討してはどうかと考えます。見解を求めます。⑤

4. 個人情報保護について質問します。

2018年（平成30）11月、地元新聞とテレビにて報道され、明らかになった、住民世帯票の紛失問題についてお聞きします。

この問題の簡単な経緯を説明しますと、2018年、自治委員になった男性が前任者から引き継いだ住民世帯票349世帯のうち、詳細な確認を行ったところ57世帯分が不足していることが分かり行政機関に報告した。その後、市は緊急点検として世帯票を回収。その回収の際、「市から提供された住民情報については、すべて返却いたしました。」と印刷された「住民情報回収票」に、自治委員が署名・捺印し、点検は「異常なし」と判断された。結局、57世帯分の世帯票は見つかっていない。こうした内容です。

この問題は、その翌年の2019年12月6日と25日にも、夕方のニュースで取り上げられ、回収された世帯票には「不要な世帯票」の混在も確認されたが、世帯票の枚数チェックも行なわれないうまま、問題はなかったと結論づけられた。と報道されました。

担当部局は、一貫して「紛失ではなく不明」を繰り返し、「自治委員は公務員としての立場もあり守秘義務もある。マニュアルに従って管理するよう指導しているので管理はされている」「問題ない」と結論付けています。

この件については、問題が発覚した2018年の11月30日の会派代表者会議、同年第4回定例会12月12日の総務常任委員会において、「住民情報の適正管理の徹底について」

というタイトルのワンペーパーで、説明・報告がされています。しかし、その内容はあくまで「住民情報管理マニュアルの改正」についての報告であり、57世帯の世帯票が紛失したことなどには一切触れられていません。この報告の内容は明らかに不十分であり、問題であると厳しく指摘をさせていただきます。

そして何よりも、個人情報保護が重視される中、氏名・家族構成・性別・生年月日などが書かれた住民世帯票の紛失について、「紛失ではなく不明である」「管理に問題はない」と、調査もせずに片づけたことは大問題です。

2005年から、大切な市民の個人情報を、いわば「預けっぱなし」にしていたことは明らかに大分市の過失であり、57世帯分の情報が紛失していたのは事実です。改めて説明と謝罪を行うべきと考えます。そこで質問いたします。

■今回の紛失問題の事実関係を再度調査し、明らかにすべきと考えます。見解を求めます。

⑥

近年、個人情報データが流出すると大変な問題として取り上げられますが、今回の紛失についての認識をはじめ、市の個人情報保護についての意識は極めて甘く、危機感がなさすぎると言わざるを得ません。

自治委員に管轄区域の住民世帯票を預ける慣例は変わらず継続していますが、何人かの自治委員に伺ったところ、世帯確認はできるが通常使用することはあまりない、ほとんど使うことはないとの返答が多く、中には、個人情報を渡されることに違和感、危機感を感じるという声も聞かれました。また、個人情報が売買されることもある昨今、大分市の姿勢はあり得ないという方もおられます。

多くの地区では、自治委員と自治会長は兼務となっていますが、預けられた住民世帯票を自治会や子ども会の確認などに使用することは使用原則上できません。改めて、担当部局に住民世帯票を預ける主な目的を確認したところ、「市報などの配布のため」「災害時の安否確認のため」とのことでした。しかし、市報の配布に必ずしも全ての個人情報は必要なく、また、災害時、自宅に保管した紙媒体の世帯票を持ちだし、管轄自治区の住民の安否確認を行うことが可能なのか、災害時こそ世帯票の紛失や混乱のリスクが生じるのではないか、被災者確認の方法として適正かつ現実的であるか、大いに疑問です。

また一般市民からは、「自分の世帯情報が渡されているとは知らなかった」「個人情報を渡されることに抵抗がある」と言う方は少なくありません。

自治委員の任期は2年とされており、最短で2年ごとに各世帯の情報が提供されるわけですが、情報漏えいのリスクが生じることは明らかです。今後、自治委員の負担軽減も課題となっている中、個人情報の提供についてはその必要性や妥当性など、もっと慎重に検証すべきだと考えます。そこで質問いたします。

■自治委員への住民世帯票の提供について、個人情報保護を順守する立場で見直すべきと考えます。見解を求めます。⑦

5. 会計年度任用職員について

今回は、新年度からの会計年度任用職員の給与について質問します。

昨年の第3回定例会にて質問し、制度施行は「処遇改善に資する」ことを確認させて頂きました。

昨年の12月下旬、新年度からの会計年度任用職員制度施行に伴う経費として、国は総額1,738億円の予算を明らかにし、総務省は新年度からの対応などについて追加回答も出しています。

財政措置として決して十分とはいえず、また自治体への財政措置の詳細はいまだ分かっておらず、趣旨を踏まえた制度設計は確かに困難だったと思います。今後も国に対し、必要な財政措置を具体的に示すよう求めることが必要です。また、新型コロナウイルスの影響で、学校関係職員などの生活に支障をきたすことがないように十分な配慮を行うよう、初めに要望させて頂きます。

さて、大分市においては、新年度1,784名の会計年度任用職員の予算計上がされています。臨時・嘱託が会計年度任用職員になることについて、当然事前説明は行ったとされていますが、給与をはじめ労働条件の変更が十分に伝わっているようには思えません。

特に、給与の支給は翌月21日であるため、4月の給与は5月21日支給となります。これまでは10日の支給でしたが、翌月の月末近くに下がってしまうと、生活への影響が懸念されます。

また、年2回の期末手当は10月と翌年4月の支給とされますが、6か月を基本に支給されるため、病気などでやむを得ず退職となれば当然期末手当は支給されません。

制度改正により、給与の総額は若干増えると言われますが、月額が下がるため、結局「生活は苦しくなる」との声も寄せられています。月額が下がれば、その後の年金額などにも影響が生じます。

総務省は、給与の支給について、「職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切に支給すること」を明示し、更に、「新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図る等の対応は、改正法の趣旨に沿わないものであり、適切ではない」と説明しています。そこで、質問いたします。

■給与の支給日や時給については条例で定められているため、急な変更は難しいと思いますが、正規職員との権衡に留意し、今後改善すべきと考えますが、見解をお聞かせください⑦

6. DV被害者支援/ 外部関係団体との連携について

警察庁は今年5月、昨年1年間で全国の警察が把握した配偶者などからのDVの被害者が前年から更に4,725件(6.1%)増加し、DV防止法施行後の2001年以降、最多の8万2,207件に上ったと発表しました。被害者が泣き寝入りせず、警察の介入が進んだことは前進と捉えられますが、増加する被害への支援体制の強化も求められます。

大分市においては、4月から配暴センターの機能が加わり、証明書の発行が可能になりますが、これまで何度も求めてきたように、DV相談にかかるストレスや恐怖による負担を軽減するための、高い専門性と迅速な支援体制が同時に求められます。

昨年5月、内閣府男女共同参画局から「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書が出され、行政機関と民間シェルターとの連携について報告されています。

この報告書では、『民間シェルターの有する知見や経験、専門性を維持、向上させ、行政・関係機関との連携、協働の下、被害者支援の現場に活かしていくことは重要な課題である』とされ、『民間シェルターの支援理念や手法はDV被害その他の生きづらさや困難を抱える女性に対する支援における重要な社会資源』であると指摘しています。そこで、質問いたします。

■大分市のDV支援の基盤強化にあたっては、内閣府の報告書にあるように『民間と行政が対等な立場で考えや情報を共有し、連携して支援にあたる』体制を協議・検討していくべきと考えますが、見解をお聞かせください。⑧

7. 市営住宅の入居にかかる要件について/入居にかかる負担について質問します。

2018年(平成30年)の第3回定例会において、私は市営住宅への入居にあたり、保証人がいなくても入居が可能となるよう条件の緩和を求めました。

先の12月議会においては、大分市営住宅条例が一部改正され、2人必要だった保証人が1名でもよくなり、入居条件が緩和されたことは、入居促進の一步前進として評価できるものです。

ただ、先の質問でも取り上げた「保証人が1人もいない」場合については、「民間の保証会社と契約することにより入居可能」となっています。そうすると、この保証料が入居の新たな負担となるのではないかと懸念されます。

低所得世帯にとって、引っ越し費用に高額な保証料が上乗せされると、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅の役割を果たすことはできません。そこで質問いたします。

■現段階では保証会社と協議中とのことで、どの程度の保証料が生じるか明らかではありませんが、入居希望者の新たな負担とならないよう十分な配慮が必要だと考えます。この点についての見解を求めます。⑨